

平成 20 年 11 月 19 日

各 位

船 井 電 機 株 式 会 社

代 表 者 名 執行役社長 林 朝則
(コード番号 6839 東証・大証第一部)
問 合 せ 先 I R ・ 広 報 部 高 中 直 幸
(T E L . 0 7 2 - 8 7 0 - 4 3 9 5)

米国 ITC 行政判事、船井電機の主張を認め、 被告らによる特許侵害の仮決定を下す

船井電機株式会社（本社：大阪府大東市、以下当社）は、当社及びフナイ・コーポレーション（Funai Corporation, Inc.）が Vizio、TPV、Amtran、Proview、Syntax-Brilliant 等を被告として米国関税法第 337 条違反に基づく提訴をしていた案件について、米国国際貿易委員会（International Trade Commission、以下 ITC）の行政判事が仮決定を下したことを発表致します。

行政判事は、被告らのデジタルテレビ製品が当社の保有する米国特許第 6, 115, 074 号を侵害する決定を下しました。行政判事は、当該決定に基づき、本年 12 月 1 日までに具体的な措置について勧告を行います。当社は、被告らが侵害品を米国内へ輸入することを禁ずる排除命令（exclusion order）、さらには、侵害品を米国内で販売及び流通することを禁ずる停止命令を求めています。Vizio、Ölevia、Proview、AOC、Envision 等のブランドの特定モデルが仮決定の対象となっています。行政判事の仮決定は、委員会全体により検討され、最終決定が 2009 年 3 月末までに下される見込みです。

当社は、今後も他社の知的財産権を尊重する一方で、当社の権利の侵害者に対しては、引き続き積極的に権利保護のために対処していく所存です。当社は、デジタルテレビ関連特許に関して、15 社を超える会社にライセンスしております。当社の関連特許には、ATSC 規格（*1）に関する特許やその他のデジタルテレビ関連特許が含まれています。米国連邦通信委員会規則では、米国内で販売されるテレビはすべて ATSC 規格に準拠することが求められています。

*1 米国にて使用されているデジタルテレビ・システムは、Advanced Television Standards Committee (ATSC) が策定する規格により示されております。

◆訴訟経緯について

当社は、当社の米国現地法人と共に、2007年10月15日（米国現地時間）に ITC に対し、当社保有のデジタルテレビ関連特許に基づき、14社を被告として侵害申立てを行いました。被告3社とは既に手続中に和解し、ライセンス契約を締結しており、ITCの手続は、他の被告との関係で継続しておりました。被告のうち2社は、ITCの手続に欠席しております。ITC手続完了後、当社は、既に和解した3社を除く係争中の被告11社に対して、米国連邦地方裁判所に係属中の訴訟を再開し、当社デジタルテレビ関連特許の侵害により生じた損害の賠償を求めていく予定です。

◆ 係争中の被告11社は下記のとおりです。

Vizio, Inc. (前 V. Inc.) (米国)
Amtran Technology Co., Ltd (台湾)
Proview International Holdings, Ltd. (香港)
Proview Technology (Shenzhen) Co., Ltd. (中国)
Proview Technology, Inc. (米国)
TPV Technology, Ltd. (香港)
TPV International (USA), Inc. (米国)
Top Victory Electronics (Taiwan) Co., Ltd (台湾)
Envision Peripherals, Inc. (米国)
Syntax-Brilliant Corporation (米国)
Taiwan Kolin Co., Ltd (台湾)

プレスリリース記載の情報は、発表日現在の情報です。予告なしに変更されることがありますので、あらかじめご了承ください。

以上